我が国港湾においても、このような環境変化の中で、基幹航路を維持・拡大するため、今後は、国際戦略港湾における広域からの貨物集約や新たな貨物需要の創出によるコンテナ船寄港に必要な貨物量の確保や、海外船社への航路誘致活動の強化等に取り組むとともに、コンテナ船の寄港コストの低減に取り組むことが求められている。さらに、国際海上コンテナ輸送においては東アジア諸国の港湾との国際競争に対応するため、複数の港湾管理者にまたがる国際戦略港湾を一体的かつ効率的に運営していくことも求められる。

我が国港湾においては、埠頭運営をはじめとする多様な業務活動が官民により様々な形で実施されており、その運営の効率化に民の視点を取り込んだ制度として、港湾運営会社制度をはじめ、ＰＦＩに係る制度、特定埠頭に係る制度、指定管理者制度等が整備されており、地域における産業や経済の実情等の港湾を取り巻く状況を勘案しながら、これらの制度を活用し、我が国においても民間の能力を活用した港湾運営の効率化を進める。

港湾運営会社制度により港湾運営の効率化を図るため、港湾運営に係る業務を一元的に担う港湾運営会社と港湾計画の作成、臨港地区内の構築物規制等の港湾管理を行う港湾管理者との連携を確保するとともに、貨物取扱量や利用状況などの運営に係るデータや財務に関する情報等の適宜・適切な開示、港湾運営について民間のガバナンスが十分に発揮されるための民間資本の参加、組織・経営体制の整備等を進める。

特に、国際戦略港湾においては、国が港湾運営会社に出資することにより、国・港湾管理者・民間それぞれの強みを活かした協働体制を構築し、広域からの貨物集約や新たな貨物需要の創出、国際的なセールス活動等全国的・国際的視点で取り組むべき課題に対応するとともに、港湾運営会社の財務基盤の強化を通じて、高能率な荷役機械の導入や荷役機械の遠隔操作化等の設備投資を促進する。

なお、我が国にとって港湾は、物流を通じて我が国の社会経済を支えるとともに、災害時においては緊急輸送等を通じて国民の生命と生活を守る重要な社会基盤であることから、港湾運営会社の公共性の確保及び港湾の秩序の確立に取り組む。

2　港湾の効率的な運営を支える協働体制の構築

輸送の効率性や利便性の向上等、港湾における物流サービスの水準を向上させるため、港湾利用やサービス向上についての協議会等の設置や活用を通じて、港湾利用者のニーズを十分把握するとともに、関係者と連携して、港湾における良好な労働環境の確保に配慮しつつ、目標の設定・その達成状況の公開などを通じたＰＤＣＡプロセスの構築、荷役の効率化、荷主等のニーズへの対応力の強化及びこれらに対応するための人材の確保等に努める。

特に、国際戦略港湾においては、埠頭群の指定が２以上の港湾管理者の港湾区域にわたってなされることを踏まえ、港湾法に基づく国際戦略港湾運営効率化協議会を活用し、関係者間での緊密な連携により、港湾全体での一体的かつ効率的な運営の実現を図ることで、関係手続の迅速化、広域からの貨物集約、基幹航路の維持・拡大等を進める。

（別表１）港湾取扱貨物量の見通し

	現状（2008年）	見通し	
		2020年	2025年
港湾取扱貨物	31億4610万トン	32億4000～34億1000万トン	33億5000～36億0000万トン
国際海上コンテナ	２億5130万トン	３億1000～３億3000万トン	３億3000～３億7000万トン
	1,713万ＴＥＵ	2,100～2,600万ＴＥＵ	2,200～2,900万ＴＥＵ
内貿複合一貫輸送	８億 510万トン	９億0000～９億3000万トン	９億1000～９億5000万トン

（別表２）国際海上コンテナ貨物量の見通し

（単位：万ＴＥＵ）

	現状（2008年）	見通し	
		2020年	2025年
国際戦略港湾合計	1,096	1,400～1,750	1,500～2,000
京浜港	696	800～1,000	850～1,150
阪神港	400	600～ 750	650～ 850
その他	617	700～ 850	700～ 900
総合計	1,713	2,100～2,600	2,200～2,900

（別表３）地域ブロック区分

地域ブロック	該当する都道府県
北海道地域	北海道
東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北陸地域	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
中部地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（関門港に含まれる地域を除く）
四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地域	山口県（関門港に含まれる地域に限る）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄地域	沖縄県

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の規定は、この告示の施行の日以後に定め、又は変更される港湾計画について適用し、同日前に定め、又は変更された港湾計画については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千百六十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から三十日間国土交通省中国地方整備局において１般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏